

### 3. 第75号議案 神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件

#### (1) 改正の理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等（以下「法」という。）が一部改正され、令和4年2月20日に施行されることに伴い、神戸市手数料条例（以下「手数料条例」という。）における長期優良住宅の認定・許可手数料を改正する。

#### (2) 改正の概要

##### ①分譲マンションの認定方法の見直し（住棟認定の導入）による改正

（手数料条例第2条第132号の4～第132号の7）

これまで、分譲マンションについては区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組みだったが、法改正により、管理組合が一括して認定を受ける仕組みに変更になるため、手数料の算定を住戸ごとからマンション全体で行うよう改正する。

##### ②登録住宅性能評価機関（以下、「評価機関」という。）の活用による認定手続きの合理化による改正

（手数料条例第2条第132号の4のイ、第132号の4の2のイ）

法改正により、住宅性能評価との一体申請が可能となり、評価機関が審査していた技術審査項目の一部が所管行政庁の審査項目に変更されたため、当該項目の審査手数料相当額を上乗せする。

（手数料条例第2条第132号の4、第132号の4の2、第132号の6）

法改正により不要となった項目を削除し、文言を修正する。

##### ③容積率特例の追加による改正

（手数料条例第2条第132号の20）

法改正により、建築基準法の容積率制限を緩和する特例が追加されたため、当該許可に係る手数料を新設する。

#### (3) 施行期日

令和4年2月20日

第 75 号議案

神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件

神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 11 月 29 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（手数料）</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（132の3） [略]</p> <p>（132の4） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から<u>第5項</u>までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」とい</p>	<p>（手数料）</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（132の3） [略]</p> <p>（132の4） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から<u>第3項</u>までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」とい</p>

う。) (新築に係るものに限る。) の認定の申請に対する審査  
ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項又は第4項の規定により当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し(以下「確認書等」という。)が添付されていない場合

1件につき、認定の申請があった住宅(以下「認定申請建築物」という。)の当該申請に係る床面積の合計が200平方メートル以内のものにあっては5万5,000円、200平方メートルを超える500平方メートル以内のものにあっては12万6,000円、500平方メートルを超える1,000平方メートル以内のものにあっては20万3,000円、1,000平方メートルを超える3,000平方メートル以内のものにあっては41万1,000円、3,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のものにあっては72万円、5,000平方

う。) (新築に係るものに限る。) の認定の申請に対する審査  
ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が、長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合することを確認した旨を証する書面(以下「適合証」という。)が添付されていない場合

1件につき、認定の申請があった一戸建ての住宅又は認定の申請があった住戸(以下「認定申請住戸」という。)を含む共同住宅その他これに類するもの(以下「共同住宅等」という。)(以下「認定申請建築物」という。)の建築に係る床面積の合計が200平方メートル以内のものにあっては5万5,000円、200平方メートルを超える500平方メートル以内のものにあっては12万6,000円、500平方メートルを超える1,000平方メートル

メートルを超えるものにあっては122万4,000円、1万平方メートルを超えるものにあっては226万円、2万平方メートルを超えるものにあっては321万6,000円、3万平方メートルを超えるものにあっては396万1,000円

メートル以内のものにあっては20万3,000円、1,000平方メートルを超えるものにあっては41万1,000円、3,000平方メートルを超えるものにあっては72万円、5,000平方メートルを超えるものにあっては122万4,000円、1万平方メートルを超えるものにあっては226万円、2万平方メートルを超えるものにあっては321万6,000円、3万平方メートルを超えるものにあっては396万1,000円 (認定申請建築物が共同住宅等である場合においては、これらの額を当該長期優良住宅建築等計画に係る認定申請住戸の数で除して得た額(その額が、1万円未満である場合において50円未満の端数金額があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数金額があるときはこれを切り上げた額とし、1万円以上である場合において500円未満の端数金額があ

イ 確認書等が添付されている場合

1件につき、認定申請建築物の当該申請に係る床面積の合計が200平方メートル以内のものにあっては1万1,100円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあっては1万9,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあっては3万2,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあっては5万7,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあっては8万8,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあっては13万7,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあっては22万3,000円、2万平方メートル

るときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数金額があるときはこれを切り上げた額とする。以下この号から第132号の7までにおいて同じ。))

イ 適合証が添付されている場合

1件につき、認定申請建築物の建築に係る床面積の合計が200平方メートル以内のものにあっては9,100円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあっては1万7,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあっては3万円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあっては5万5,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあっては8万6,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあっては13万5,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあっては22万1,000円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のも

ルを超えるものにあっては26万7,000円、3万平方メートルを超えるものにあっては31万2,000円

のにあっては26万5,000円、3万平方メートルを超えるものにあっては31万円（認定申請建築物が共同住宅等である場合にあっては、これらの額を当該長期優良住宅建築等計画に係る認定申請住戸の数で除して得た額）

ウ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（以下「住宅性能評価書」という。）が添付されている場合 1件につき、認定申請建築物の建築に係る床面積の合計が200平方メートル以内のものにあっては2万円、200平方メートルを超えて500平方メートル以内のものにあっては6万3,000円、500平方メートルを超えて1,000平方メートル以内のものにあっては10万2,000円、1,000平方メートルを超えて3,000平方メートル以内のものにあっては20万1,000円、3,000平方メートルを超えて5,000平方メートル以内のものにあっては33万1,000円、5,000平方メートルを超えて1万平方メートル以内のものにあっては49万8,000円

円、1万平方メートルを超える2万平方メートル以内のものにあっては90万円、2万平方メートルを超える3万平方メートル以内のものにあっては121万2,000円、3万平方メートルを超えるものにあっては148万円5,000円（認定申請建築物が共同住宅等である場合にあっては、これらの額を当該長期優良住宅建築等計画に係る認定申請住戸の数で除して得た額）

(132の4の2) 長期優良住宅建築等計画（増築又は改築に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査

ア 確認書等が添付されていない場合

1件につき、認定の申請に係る床面積の合計が200平方メートル以内のものにあっては7万2,000円、200平方メートルを超える500平方メートル以内のものにあっては16万8,000円、500平方メートルを超える1,000平方メートル以内のものにあっては26万9,000円、1,000平方メートルを超える3,000平方メートル以内

(132の4の2) 長期優良住宅建築等計画（増築又は改築に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査

ア 適合証が添付されていない場合

1件につき、認定の申請に係る床面積の合計が200平方メートル以内のものにあっては7万2,000円、200平方メートルを超える500平方メートル以内のものにあっては16万8,000円、500平方メートルを超える1,000平方メートル以内のものにあっては26万9,000円、1,000平方メートルを超える3,000平方メートル以内

のものにあっては54万2,000円、3,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のものにあっては95万5,000円、5,000平方メートルを超える1万平方メートル以内のものにあっては162万8,000円、1万平方メートルを超える2万平方メートル以内のものにあっては300万8,000円、2万平方メートルを超える3万平方メートル以内のものにあっては428万4,000円、3万平方メートルを超えるものにあっては527万円

イ 確認書等が添付されている場合

1件につき、認定の申請に係る床面積の合計が200平方メートル以内のものにあっては1万3,000円、200平方メートルを超える500平方メートル以内のものにあっては2万3,000円、500平方メートルを超える1,000平方メートル以内のものにあっては4

のものにあっては54万2,000円、3,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のものにあっては95万5,000円、5,000平方メートルを超える1万平方メートル以内のものにあっては162万8,000円、1万平方メートルを超える2万平方メートル以内のものにあっては300万8,000円、2万平方メートルを超える3万平方メートル以内のものにあっては428万4,000円、3万平方メートルを超えるものにあっては527万円 (認定申請建築物が共同住宅等である場合にあっては、これらの額を当該長期優良住宅建築等計画に係る住戸の数で除して得た額)

イ 適合証が添付されている場合

1件につき、認定の申請に係る床面積の合計が200平方メートル以内のものにあっては1万1,000円、200平方メートルを超える500平方メートル以内のものにあっては2万1,000円、500平方メートルを超える1,000平方メートル以内のものにあっては3万8,000円、1,000平方メートル

万円、1,000平方メートルを超える3,000平方メートル以内のものにあっては6万9,000円、3,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のものにあっては11万1,000円、5,000平方メートルを超える1万平方メートル以内のものにあっては17万5,000円、1万平方メートルを超える2万平方メートル以内のものにあっては28万7,000円、2万平方メートルを超える3万平方メートル以内のものにあっては34万5,000円、3万平方メートルを超えるものにあっては39万5,000円

(132の5) 長期優良住宅普及促進法  
第6条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出に係る長期優良住宅建築等計画に対する審査

1件につき、認定申請建築物のアからウまでに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあっては1万9,000

を超える3,000平方メートル以内のものにあっては6万7,000円、3,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のものにあっては10万9,000円、5,000平方メートルを超える1万平方メートル以内のものにあっては17万3,000円、1万平方メートルを超える2万平方メートル以内のものにあっては28万5,000円、2万平方メートルを超える3万平方メートル以内のものにあっては34万3,000円、3万平方メートルを超えるものにあっては39万3,000円(認定申請建築物が共同住宅等である場合にあっては、これらの額を当該長期優良住宅建築等計画に係る住戸の数で除して得た額)

(132の5) 長期優良住宅普及促進法  
第6条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出に係る長期優良住宅建築等計画に対する審査

1件につき、認定申請建築物のアからウまでに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあっては1万9,000

円、30平方メートルを超えるものにあっては3万1,000円、100平方メートルを超えるものにあっては4万7,000円、200平方メートルを超えるものにあっては6万円、500平方メートルを超えるものにあっては9万円、1,000平方メートルを超えるものにあっては12万円、2,000平方メートルを超えるものにあっては28万円、1万平方メートルを超えるものにあっては44万円、5万平方メートルを超えるものにあっては80万円

ア～ウ [略]

(132の6) 長期優良住宅普及促進法  
第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（以下の号及び次号において「第8条第1項の計画変更」という。）

円、30平方メートルを超えるものにあっては3万1,000円、100平方メートルを超えるものにあっては4万7,000円、200平方メートルを超えるものにあっては6万円、500平方メートルを超えるものにあっては9万円、1,000平方メートルを超えるものにあっては12万円、2,000平方メートルを超えるものにあっては28万円、1万平方メートルを超えるものにあっては44万円、5万平方メートルを超えるものにあっては80万円 （認定申請建築物が共同住宅等である場合にあっては、これらの額を当該長期優良住宅建築等計画に係る認定申請住戸の数で除して得た額）

ア～ウ [略]

(132の6) 長期優良住宅普及促進法  
第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（以下の号及び次号において「第8条第1項の計画変更」という。）

(新築に係るものに限る。) の認定の申請（同法第9条第1項の規定に基づくものを除く。次号において同じ。）に対する審査

ア 第8条第1項の計画変更に係る確認書等が添付されていない場合

1件につき、認定申請建築物の第8条第1項の計画変更に係る部分の床面積の合計の2分の1が100平方メートル以内のものにあっては4万円、100平方メートルを超える200平方メートル以内のものにあっては5万5,000円、200平方メートルを超える500平方メートル以内のものにあっては12万6,000円、500平方メートルを超える1,000平方メートル以内のものにあっては20万3,000円、1,000平方メートルを超える3,000平方メートル以内のものにあっては41万1,000円、3,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のものにあっては72万円、5,000平方メートルを超える1万平方メートル以内のものにあっては122万4,000円、1万平方メートルを

(新築に係るものに限る。) の認定の申請（同法第9条第1項の規定に基づくものを除く。次号において同じ。）に対する審査

ア 第8条第1項の計画変更に係る適合証が添付されていない場合

1件につき、認定申請建築物の第8条第1項の計画変更に係る部分の床面積の合計の2分の1が100平方メートル以内のものにあっては4万円、100平方メートルを超える200平方メートル以内のものにあっては5万5,000円、200平方メートルを超える500平方メートル以内のものにあっては12万6,000円、500平方メートルを超える1,000平方メートル以内のものにあっては20万3,000円、1,000平方メートルを超える3,000平方メートル以内のものにあっては41万1,000円、3,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のものにあっては72万円、5,000平方メートルを超える1万平方メートル以内のものにあっては122万4,000円、1万平方メートルを

超え 2 万平方メートル以内のものにあっては 226 万円、 2 万平方メートルを超えるものにあっては 321 万 6,000 円、 3 万平方メートルを超えるものにあっては 396 万 1,000 円

イ 第 8 条第 1 項の計画変更に係る確認書等が添付されている場合

1 件につき、認定申請建築物の第 8 条第 1 項の計画変更に係る部分の床面積の合計の 2 分の 1 が 100 平方メートル以内のものにあっては 5,300 円、 100 平方メートルを超えるものにあっては 9,100 円、 200 平方メートルを超えるものにあっては 1 万 7,000 円、 500 平方メートルを超える 1,000 平方メートル以内のものにあっては 3 万円、 1,000 平方メートルを超えるものにあっては 3,000 平方メートル以内のものにあつ

超え 2 万平方メートル以内のものにあっては 226 万円、 2 万平方メートルを超えるものにあっては 321 万 6,000 円、 3 万平方メートルを超えるものにあっては 396 万 1,000 円 (認定申請建築物が共同住宅等である場合にあっては、これらの額を当該第 8 条第 1 項の計画変更に係る認定申請住戸の数で除して得た額)

イ 第 8 条第 1 項の計画変更に係る適合証が添付されている場合

1 件につき、認定申請建築物の第 8 条第 1 項の計画変更に係る部分の床面積の合計の 2 分の 1 が 100 平方メートル以内のものにあっては 5,300 円、 100 平方メートルを超える 200 平方メートル以内のものにあっては 9,100 円、 200 平方メートルを超える 500 平方メートル以内のものにあっては 1 万 7,000 円、 500 平方メートルを超える 1,000 平方メートル以内のものにあっては 3 万円、 1,000 平方メートルを超える 3,000 平方メートル以内のものにあっては 5 万 5,000 円、 3,000 平方メ

ては5万5,000円、3,000平方メートルを超えるものにあっては8万6,000円、5,000平方メートルを超えるものにあっては13万5,000円、1万平方メートルを超えるものにあっては22万1,000円、2万平方メートルを超えるものにあっては26万5,000円、3万平方メートルを超えるものにあっては31万円

一トールを超えるものにあっては8万6,000円、5,000平方メートルを超えるものにあっては13万5,000円、1万平方メートルを超えるものにあっては22万1,000円、2万平方メートルを超えるものにあっては26万5,000円、3万平方メートルを超えるものにあっては31万円（認定申請建築物が共同住宅等である場合にあっては、これらの額を当該第8条第1項の計画変更に係る認定申請住戸の数で除して得た額）

ウ 第8条第1項の計画変更に係る住宅性能評価書が添付されている場合

1件につき、認定申請建築物の第8条第1項の計画変更に係る部分の床面積の合計の2分の1が100平方メートル以内のものにあっては1万3,000円、100平方メートルを超えるものにあっては2万円、200平方メートルを超える

500平方メートル以内のものに  
あっては6万3,000円、500平方  
メートルを超えて1,000平方メー  
トル以内のものにあっては10万  
2,000円、1,000平方メートルを  
超えて3,000平方メートル以内の  
ものにあっては20万1,000円、  
3,000平方メートルを超えて5,000  
平方メートル以内のものにあつ  
ては33万1,000円、5,000平方メ  
ートルを超えて1万平方メートル  
以内のものにあっては49万  
8,000円、1万平方メートルを  
超えて2万平方メートル以内のも  
のにあっては90万円、2万平方  
メートルを超えて3万平方メート  
ル以内のものにあっては121万  
2,000円、3万平方メートルを  
超えるものにあっては148万円  
5,000円（認定申請建築物が共  
同住宅等である場合にあって  
は、これらの額を当該第8条第  
1項の計画変更に係る認定申請  
住戸の数で除して得た額）

(132の6の2) 第8条第1項の計画  
変更（増築又は改築に係るものに  
限る。）の認定の申請に対する審  
査

(132の6の2) 第8条第1項の計画  
変更（増築又は改築に係るものに  
限る。）の認定の申請に対する審  
査

ア 第8条第1項の計画変更に係る確認書等が添付されていない場合

1件につき、認定申請建築物の第8条第1項の計画変更に係る部分の床面積の合計の2分の1が100平方メートル以内のものにあっては5万2,000円、100平方メートルを超えて200平方メートル以内のものにあっては7万2,000円、200平方メートルを超えて500平方メートル以内のものにあっては16万8,000円、500平方メートルを超えて1,000平方メートル以内のものにあっては26万9,000円、1,000平方メートルを超えて3,000平方メートル以内のものにあっては54万2,000円、3,000平方メートルを超えて5,000平方メートル以内のものにあっては95万5,000円、5,000平方メートルを超えて1万平方メートル以内のものにあっては162万8,000円、1万平方メートルを超えて2万平方メートル以内のものにあっては300万8,000円、2万平方メートルを超えて3万平方メートル以内のものにあ

ア 第8条第1項の計画変更に係る適合証が添付されていない場合

1件につき、認定申請建築物の第8条第1項の計画変更に係る部分の床面積の合計の2分の1が100平方メートル以内のものにあっては5万2,000円、100平方メートルを超えて200平方メートル以内のものにあっては7万2,000円、200平方メートルを超えて500平方メートル以内のものにあっては16万8,000円、500平方メートルを超えて1,000平方メートル以内のものにあっては26万9,000円、1,000平方メートルを超えて3,000平方メートル以内のものにあっては54万2,000円、3,000平方メートルを超えて5,000平方メートル以内のものにあっては95万5,000円、5,000平方メートルを超えて1万平方メートル以内のものにあっては162万8,000円、1万平方メートルを超えて2万平方メートル以内のものにあっては300万8,000円、2万平方メートルを超えて3万平方メートル以内のものにあ

っては428万4,000円、3万平方メートルを超えるものにあっては527万円

イ 第8条第1項の計画変更に係る確認書等が添付されている場合

1件につき、認定申請建築物の第8条第1項の計画変更に係る部分の床面積の合計の2分の1が100平方メートル以内のものにあっては6,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあっては1万1,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあっては2万1,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあっては3万8,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあっては6万7,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあっては10万9,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メ

っては428万4,000円、3万平方メートルを超えるものにあっては527万円 (認定申請建築物が共同住宅等である場合にあっては、これらの額を当該第8条第1項の計画変更に係る認定申請住戸の数で除して得た額)

イ 第8条第1項の計画変更に係る適合証が添付されている場合

1件につき、認定申請建築物の第8条第1項の計画変更に係る部分の床面積の合計の2分の1が100平方メートル以内のものにあっては6,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあっては1万1,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあっては2万1,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあっては3万8,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあっては6万7,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあっては10万9,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メ

平方メートルを超えるものにあっては17万3,000円、1万平方メートルを超えるものにあっては28万5,000円、2万平方メートルを超えるものにあっては34万3,000円、3万平方メートルを超えるものにあっては39万3,000円

(132の7) 長期優良住宅普及促進法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定したとき又は同条第3項の規定に基づく管理者等が選任されたときの長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査

1件につき 9,100円

一トール以内のものにあっては17万3,000円、1万平方メートルを超えるものにあっては28万5,000円、2万平方メートルを超えるものにあっては34万3,000円、3万平方メートルを超えるものにあっては39万3,000円 (認定申請建築物が共同住宅等である場合にあっては、これらの額を当該第8条第1項の計画変更に係る認定申請住戸の数で除して得た額)

(132の7) 長期優良住宅普及促進法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定したときの長期優良住宅建築等計画の変更 (以下この号において「第9条第1項の計画変更」という。) の認定の申請に対する審査

1件につき、認定申請建築物の第9条第1項の計画変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のものにあっては9,100円、200平方メートルを超えるものにあっては1万7,000円、500平方メートルを超えるものにあっては1,000平方メートル以内のも

	<p><u>のにあつては 3 万円、1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のものにあつては 5 万 5,000 円、3,000 平方メートルを超える 5,000 平方メートル以内のものにあつては 8 万 6,000 円、5,000 平方メートルを超える 1 万平方メートル以内のものにあつては 13 万 5,000 円、1 万平方メートルを超える 2 万平方メートル以内のものにあつては 22 万 1,000 円、2 万平方メートルを超える 3 万平方メートル以内のものにあつては 26 万 5,000 円、3 万平方メートルを超えるものにあつては 31 万円（認定申請建築物が共同住宅等である場合にあっては、これらの額を当該第 9 条第 1 項の計画変更に係る認定申請住戸の数で除して得た額）</u></p> <p>(132 の 7 の 2 )～(132 の 19) [ 略 ]</p> <p><u>(132 の 20) 長期優良住宅普及促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく住宅の容積率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</u></p> <p><u>1 件につき 16 万円</u></p> <p>(133)～(158) [ 略 ]</p>
--	---

## 附 則

この条例は、令和 4 年 2 月 20 日から施行する。

## 理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。